平成２５年（フ）第７３号
福岡県大牟田市大字草木482番地10　ドリームα202号
債務者　吉田ひとみ
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第７５号
福岡県大牟田市大字岬2053番地１　黒崎県営住宅10棟25号
債務者　三浦　恵姫
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第６６４号
熊本市西区八島町745番地１　501
債務者　吉永　治夫
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６８０号
熊本市南区城南町塚原1784番地２
債務者　長野　文子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６８１号
熊本市南区城南町塚原1784番地２、前住所熊本県宇土市岩古曽町558番地１　グリーンレジデンスⅠ―101
債務者　長野　裕子
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９６号
熊本県菊池市泗水町吉富468番地19
債務者　永田　　忠
1　決定年月日時　平成25年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９７号
熊本市中央区萩原町８番46号　ロイヤルハイム301、前住所熊本市中央区南熊本３丁目12番５―207号　スフィンクス喜元ビル
債務者　吉村　安男
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９８号
熊本市中央区萩原町８番46号　ロイヤルハイム301、前住所熊本市中央区南熊本３丁目12番５―207号　スフィンクス喜元ビル
債務者　吉村　絹子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７０８号
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川1164番地１、前住所熊本県菊池郡菊陽町大字辛川1267番地１
債務者　酒井　尊弘
1　決定年月日時　平成25年12月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６０号
広島市南区宇品海岸２丁目14番４―402号
債務者　湊　　宣之
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２号
山口県周南市政所４丁目14番10―１号
債務者　衛藤　敦子
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第３４号
秋田県大仙市大花町11番30号　アローマンション205号
債務者　加賀　忠男
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで　秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第１００９号
千葉県八千代市村上641番地　美香苑、申立時の住民票上の住所千葉県八千代市勝田台１丁目５番地21　サンウィンディア201号
債務者　桐野　文子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０２２号
千葉県市原市君塚３丁目23番地２
債務者　木村　美保
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１１６号
千葉県習志野市東習志野４丁目３番15―301号
債務者　野﨑ヨネ子
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４９号
静岡県掛川市葵町２番16号　ハイム翼101号
債務者　孕石　初子（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成25年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
沖縄県那覇市字古波蔵390番地１　比嘉住宅201
債務者　眞榮里飛香
1　決定年月日時　平成25年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部